

# 法学未修者教育の充実について

## 第10期の議論のまとめ（素案）

### はじめに

#### I. これまでの法学未修者教育に関する施策及び成果

#### II. 課題

#### III. 課題を踏まえた対応策

1. 学修者本位の教育の実現
2. 社会人学生等の実態に配慮した学修体制
3. 効果的・効率的な学修に向けた法科大学院間の協働
4. 共通到達度確認試験を活用した学修の充実・改善
5. 法科大学院修了生のキャリアパスの多様化

#### IV. 今後のさらなる検討課題

#### 参考資料

1 はじめに

2

3 【略】

4

5

6

7

8

9

10 Ⅰ. これまでの法学未修者教育に関する施策及び成果

11

12 【略】

13

14

15

16

17

18

19

20

21

22

23

24

## 1 II. 課題

2  
3 本委員会は、法学未修者教育の充実について検討するにあたり、まず前提として現行の「3  
4 年を標準とする教育課程」の在り方について改めて確認を行ったところ、以下の意見で一致し  
5 た。

6  
7 ○ 法学未修者と法学既修者は司法試験合格率（累積合格率）に大きな開きがあるものの、司法  
8 制度改革審議会が掲げた「公平性、開放性、多様性の確保」の理念の下、法学未修者と法学  
9 既修者を別課程とすることなく、3年課程を標準とする現行制度を維持することが重要であ  
10 る。

11 ○ 法学未修者として入学した者は、2年次以降は法学既修者と同一課程で学ぶこととなるため、  
12 法学既修者と共に学ぶことのできる能力を着実に身につけられるよう、1年次教育や2年次  
13 進級の在り方について、具体的な改善策が求められる。

14  
15 これを踏まえ、本委員会は、大きく3つの問題意識の下、対応策を検討した。

16  
17  
18 ○現状では、法学未修者の多様なバックグラウンドに十分配慮した教育が必ずしもなされてい  
19 ないため、法学未修者の1年次教育について、学修者本位の教育の実現という視点から、積  
20 極的に充実させる必要があるのではないか。

21  
22 ○法学未修者が2年次から法学既修者と同一課程で学ぶことができるようにするため、1年次  
23 教育の成果を、法学への適性や将来の司法試験合格可能性の観点から客観的に把握・評価し  
24 た上で、2年次に進級できるようにする必要があるのではないか。

25  
26 ○法科大学院の修了生の活躍は、現時点でも法曹を含む多方面に及ぶものの、法曹以外の分野  
27 を含めどのようなキャリアを歩んでいるか必ずしも明らかではない。社会における法的ニー  
28 ズがますます多様化していることを踏まえ、多様なバックグラウンドを有する修了生が多様  
29 なキャリアで活躍できるよう積極的に支援すべきではないか。

### 1 III. 課題を踏まえた対応策

#### 2 1. 学修者本位の教育の実現

3 法学未修者として3年間の教育課程に入学する者の中には、非法学部出身者、社会人経験  
4 者に加え、法学部を卒業したが再度十分な学修を望む者など様々な学生が混在し、同一の教  
5 育課程において、法学に関する学識や専門的能力の水準が異なる者が共に学ぶ点に大きな特  
6 徴がある。多様な者が混在して学ぶことに関する課題は、既に、「法学未修者教育の充実方  
7 策に関する調査検討結果報告」<sup>1</sup>においても指摘されている。こうした多様性に富む法学未修  
8 者に対する教育を充実するためには、個々の学生の経歴や実態に即したきめ細かな指導を行  
9 い、その可能性を最大限に伸長する、学修者本位の教育を実現することが重要である。

10 こうした観点から、今期の議論では、新型コロナウイルス感染拡大防止対策として教育現  
11 場に急速に浸透しつつある ICT の活用や、多くの法科大学院で活用されている補助教員によ  
12 る学修支援、入学前の学修機会の提供、長期履修などに関し、より効果的な在り方について  
13 検討を行った。

14  
15

#### 16 (ICT を活用した法学教育の在り方)

17 ○ これまで、法科大学院における ICT の活用に関しては、法科大学院が立地しない地域の居住  
18 者や有職社会人が法曹資格を取得するための途を確保すること、地理的制約を超えた法科大  
19 学院間の連携による教育の質の向上などのための重要な手段であると指摘されてきた<sup>2</sup>。こ  
20 れらの目的に加えて、今期の議論においては、法学未修者教育においても、学修者本位の教  
21 育を実現するという観点から、ICT 活用の新たな可能性が見出された。具体的には、録画教  
22 材を活用して学生が自らのペースで学べるようにしたり、講義録画を予習教材とした上で授  
23 業の双方向・多方向性を高める、いわゆる「反転授業」を実現したり、さらには、複数の法  
24 科大学院が協働で教材を開発・活用することで教育資源を有効活用できるようになる、とい  
25 ったものである。

26 ○ 現行制度上、法科大学院を含む大学院教育においては、面接授業に相当する十分な教育効果  
27 が得られる専攻分野に関して、多様なメディアを高度に利用した授業（遠隔授業）を行うこ  
28 とができるとされており、学部教育と異なり履修上限単位数も定められていない<sup>3</sup>。他方、法  
29 科大学院に関しては、「法科大学院における ICT（情報通信技術）を活用した教育の在り方に

<sup>1</sup> 「法学未修者教育の充実方策に関する調査検討結果報告」平成 24 年 11 月 30 日（中央教育審議会大学  
分科会法科大学院特別委員会法学未修者教育の充実のための検討ワーキング・グループ）

<sup>2</sup> 「法曹養成制度改革の更なる推進について」平成 27 年 6 月 30 日法曹養成制度改革推進会議決定

<sup>3</sup> 専門職大学院設置基準第 8 条、大学設置基準第 25 条

- 1 関する検討結果」<sup>4</sup>において、多様な遠隔授業のうちサテライト方式<sup>5</sup>については法科大学院  
2 の授業において許容され、モバイル方式<sup>6</sup>についても学生側の通信環境に配慮した上で面接  
3 授業等との併用により活用し得るが、オンデマンド方式<sup>7</sup>については、授業時間外の学修ツ  
4 ルとしては推奨されるものの、双方向・多方向を重視する法科大学院の授業においてはこの  
5 方式で単位認定を行うことは望ましくないとされたことを受けて、オンデマンド方式による  
6 授業が実践されることはなかった。
- 7 ○ しかし、今般の新型コロナウイルス感染拡大防止対策の中で、法科大学院教育においても、  
8 多様な形で ICT が活用されるようになった。これまで法科大学院教育になじまないと思われ  
9 たオンデマンド方式も必要に迫られ臨時の手段として活用されることとなったが、実際に活  
10 用した大学の関係者からは、オンデマンド方式と双方向・多方向を重視する授業とを両立し  
11 得る様々な可能性が示されるに至った<sup>8</sup>。特に法学未修者の場合、動画を途中で止めたり繰り  
12 返し視聴したりしながら、自らのペースで学び、知識を定着できるという利点のほか、働き  
13 ながら通う社会人学生の場合は、時間や場所の制約なく自らの生活スタイルに合わせて学修  
14 できるという利点が強調されている。一方、全ての授業を遠隔授業に置き換えることにつ  
15 ては、教員と学生間の信頼関係の構築、学生の学修状況の把握、厳格な成績評価の実施等の  
16 面で多くの課題が生じることが指摘されている。今後は、これらの成果と課題を十分に踏ま  
17 え、法科大学院における本質的な双方向・多方向の教育を実現するために、ICT 活用の可能  
18 性を検証していくことが必要となる。
- 19 ○ これらを踏まえ、文部科学省は、オンデマンド方式を用いた授業は望ましくないとしたこれ  
20 までの方針を見直し、オンデマンド方式も法科大学院が行う授業の選択肢の一つとして位置  
21 づけ直すことが望ましい。その際、オンデマンド方式による授業が、より本質的な双方向・  
22 多方向の授業を実現するための一つ的手段として位置づけられることが重要であることか  
23 ら、面接授業に相当する十分な教育効果が認められることが大前提であることについて留意

---

<sup>4</sup> 「法科大学院における ICT（情報通信技術）を活用した教育の在り方に関する検討結果」平成 29 年 2 月 3 日（法科大学院における ICT（情報通信技術）の活用に関する調査研究協力者会議）

<sup>5</sup> サテライト方式：テレビ会議システム等を用いて、サテライトキャンパスや他大学などの大学施設内において、授業を受講する形態。

<sup>6</sup> モバイル方式：ノートパソコンやタブレット端末等の携帯可能な機器を用いて、授業を実施する教室等以外において、授業を受講する形態。

<sup>7</sup> オンデマンド方式：実施された授業を録画し、一定期間内に録画映像を視聴して授業を受講する形態。

<sup>8</sup> 法科大学院における ICT の活用状況は、同時双方向型による遠隔授業は、コロナ前は、夜間コースを有する一部の法科大学院のみでしか実施されていなかったものの、コロナ禍では約 9 割の法科大学院で実施、約 3 割以上の法科大学院が今後も実施する予定。オンデマンド型動画の配信は、コロナ禍で約 5 割以上の法科大学院が授業として活用、約 6 割以上が欠席者用の補助教材、予復習教材等として活用。（文部科学省令和 2 年度法科大学院関係状況調査より（中央教育審議会大学分科会法科大学院等特別委員会第 98 回（令和 2 年 9 月 9 日開催）参考資料）

1 する必要がある。また、これら点は、認証評価においても、適切な対応がなされることが望  
2 ましい。

3 ○ 各法科大学院においては、コロナ禍で明らかになった遠隔授業の成果と課題を分析し、ポス  
4 トコロナ期における教育のあり方を検討していくことが期待される。法学未修者教育の充実  
5 の観点からは、オンデマンド方式を活用した予習・復習やそれをもとにした反転授業の導入  
6 は、多様な学生が自らのペースで基礎的な法律知識を定着させた上で、講義形式にとどまら  
7 ない双方向・多方向の授業に取り組むことができ、効果的な学修方法となり得る。教員にと  
8 っても、これまで講義に割いていた時間を演習、起案指導、個別面談、補助教員との連携等  
9 に振り向けることができ、これまで以上にきめ細かい指導が可能となる。また、遠隔授業は、  
10 共有や公開が容易であることから、学内 FD、入学予定者向けの模擬授業・導入授業、法科  
11 大学院間や法曹コースとの連携など、幅広い方面で活用が期待される。他方で、ICT を活用  
12 する場合は、学修意欲の維持や教職員や学生同士の交流確保の観点から、定期的なスクーリ  
13 ングや補助教員などによる実践的な学修支援などと組み合わせたカリキュラムにするなど  
14 の配慮が求められる。

15 ○ なお、現在、政府の教育再生実行会議においても、対面教育とオンライン教育のハイブリッ  
16 ド化は論点のひとつとなっており、これらの議論も参考にしながら、法科大学院における将  
17 来的な教育の在り方を模索していくことが重要である<sup>9</sup>。これに関連して、本委員会では、法  
18 科大学院が立地しない地域に居住する法曹志望者や時間的制約の多い有職社会人等に配慮  
19 する観点からも、新しい教育手法を積極的に活用した法科大学院教育の在り方を検討する必  
20 要性について意見があったことにも留意する必要がある。

### 23 【入学前の学修機会の提供】

24 ○ 法学未修者は、2 年次から法学既修者と同一の教育課程で学ぶため、1 年間の学修で法学既  
25 修者と同等の基礎的な法学に関する知識・能力を身につける必要がある。しかし、現実には、  
26 2 年次への進級率は6割台にとどまる上、最終的な司法試験合格率（累積合格率）につい  
27 ても法学既修者とは大きな乖離がある。こうした状況への改善策の一つとして、法学未修者が  
28 1 年次の法律基本科目の学修を充実する観点から、履修単位数上限を年間最大 44 単位まで  
29 引き上げることを可能としているが、実際には、学生への過度の負担が生じる懸念等からあ  
30 まり活用されていない<sup>10</sup>。また、法学未修者の中には、教育を受けてもなお、法的な考え方

<sup>9</sup> 教育再生実行会議高等教育ワーキング・グループ第1回（令和2年9月14日）資料4によると、主な  
論点として「対面とオンラインとのハイブリッドによる学修者本位の効果的な教育実践と学修の実質  
化」、「対面とオンラインのハイブリッド化など、ニューノーマルにおける大学教育を実現するための仕  
組みの構築や環境の整備、質保証の在り方」などが挙げられている。

<sup>10</sup> 「法学未修者に対する法律基本科目の指導の充実について（通知）」（26 文科高第 393 号平成 26 年 8 月

- 1 や議論になかなかなじめない学生が一部存在するという意見も依然として少なくない。
- 2 ○ この点、法学未修者にとっては、進学を志望した段階や、入学者選抜に合格したあと実際に
- 3 入学する前の段階で、入学後の教育内容や修了後の進路を見通し、入学後の法律基本科目の
- 4 学びに余裕が生まれるように備える、あるいは、自らの法学への適性のある程度見極められ
- 5 る機会が提供されることが有効となり得る。
- 6 ○ こうした問題意識から、現在でも、多くの法科大学院が入学前の期間を活用している。入学
- 7 予定者に対する導入的な教育としては、憲法・民法・刑法等の法律基本科目のガイダンスの
- 8 実施、直近の司法試験合格者による体験談の提供、法曹三者による仕事内容の紹介、補助教
- 9 員等による個別相談など、各法科大学院の実情に応じて様々に創意工夫されている。
- 10 ○ 法学への適性の把握という観点からは、例えば、法科大学院の講義の「お試し受講」の後、
- 11 講義内容の理解度の確認を行い、結果を本人にフィードバックするような取組も考えられる
- 12 <sup>11</sup>。また、ICT の活用は、遠方の地域から入学する者や時間的制約のある社会人などにもこ
- 13 うした機会提供の可能性を広げるものである。
- 14 ○ 各法科大学院が入学前の学修機会を提供するにあたっては、1年次の教育目標、カリキュラ
- 15 ム、学修到達度を十分踏まえ、1年次教育に円滑に接続されるものとするのが重要である。
- 16 また、入学前の学修は、入学予定者に有効な学修の選択肢を幅広く提供するという、あくま
- 17 で学修者本位のものであり、例えば、全ての入学予定者に対し受講を必須とするなど、事実
- 18 上入学後のカリキュラムの一部を前倒しするような内容や方法は適切ではない。
- 19 ○ 他方、法学未修者であっても、自らの意思と選択によって、入学前に科目等履修生として法
- 20 律基本科目等を学び、単位を取得することも制度上可能であり、この場合、大学院において
- 21 科目等履修生として履修したものであれば、各法科大学院の判断により、入学前既修得単位
- 22 として認定することが可能である<sup>12</sup>。
- 23 ○ 文部科学省は、法学未修者に対する入学前の導入教育に関する優れた取組について把握・公
- 24 表することや、公的支援見直し・加算プログラムにおいて積極的に評価すること等が期待さ
- 25 れる。

26  
27

## 28 **〔補助教員による学修支援〕**

- 29 ○ 法学未修者教育においては、学生の学修到達度に即したきめ細かな支援が重要であるため、

---

11 日)。当該通知に基づき、法学未修者の履修単位数の上限を 36 単位から 44 単位を上限として拡大している法科大学院は 19 校 (35 校中) のみ。上限 44 単位まで引き上げているのはわずか 4 校。(文部科学省令和 2 年度法科大学院関係状況調査より (中央教育審議会大学分科会法科大学院等特別委員会第 98 回 (令和 2 年 9 月 9 日開催) 参考資料)

<sup>11</sup> 後藤昭「お試し受講プログラムの経験」(法曹養成と臨床教育 11 号 (2019 年) 160 頁)

<sup>12</sup> 専門職大学院設置基準第 22 条

- 1 各法科大学院においては、法科大学院修了生や弁護士等の補助教員<sup>13</sup>を活用した学修支援が  
2 広く行われている。補助教員による支援の内容は各法科大学院によって様々であるが、授業  
3 の補助や授業外の論文指導といった学修内容のフォローのほか、学修方法や生活面、精神面  
4 でのフォローなど多岐にわたるものであり、こうした支援が法学未修者教育を底支えしてい  
5 る面もある<sup>14</sup>。
- 6 ○ また、先般の法令改正において、法科大学院における授業の方法等に関し、事例研究、現地  
7 調査、双方向、多方向に行われる討論、質疑応答のほか、論述の能力その他の専門的学識の  
8 応用能力を涵養するために必要な方法により授業を行うよう適切に配慮しなければならない  
9 ことが新たに専門職大学院設置基準に規定された<sup>15</sup>。論述能力の涵養については、司法試  
10 験の過去問やそれに類する事例教材も積極的に活用されるべきとされているが<sup>16</sup>、司法試験  
11 対策に偏重した不適切な授業に該当しないようにする配慮から、正課外における補助教員の  
12 指導が重要な役割を果たしているケースが少なくない。
- 13 ○ しかし、多くの補助教員は、本業の傍らで法科大学院教育に携わっていることもあり、担当  
14 教員との連携や補助教員同士の連携など縦横のつながりが不十分であり、学生指導が補助教  
15 員個人の力量に任されているといった課題が指摘されている。
- 16 ○ そのため、各法科大学院は、法科大学院修了生の弁護士等の協力を得て、論述能力の涵養に  
17 資する実践的な教育その他の法学未修者に対する補助教員による学修支援を組織的かつ機  
18 能的に取り入れることが望ましい。その際、教育課程全体における補助教員の役割や求めら  
19 れる能力、担当教員との連携、学生への指導方法などについて方針を定めた上で、補助教員  
20 に協力を求めることが重要である。また、法科大学院執行部や教員と組織的に連携できる仕  
21 組みや補助教員同士の連携の仕組みを設けるなどの方策も検討されたい<sup>17</sup>。連携にあたって

---

<sup>13</sup> 補助教員は、法令上明確な定義はなく、法科大学院修了生、司法修習生、弁護士等を幅広く含み、名称も、アカデミック・アドバイザー、チューター、メンター、学習アドバイザー、TA など様々である。文部科学省令和2年度法科大学院関係状況調査によると、約9割以上の法科大学院でこれらの者が学生指導にあたっており、授業外におけるゼミの実施等のほか、授業の補助、学習方法や進路についての相談対応などの多様な役割に従事している。（中央教育審議会大学分科会法科大学院等特別委員会第98回（令和2年9月9日開催）参考資料）

<sup>14</sup> 「法科大学院における法学未修者への教育手法に関する調査研究成果報告書」（文部科学省平成30年度先導的大学改革推進委託事業）47頁

<sup>15</sup> 専門職大学院設置基準第20条の5

<sup>16</sup> 「法科大学院の教育と司法試験等の連携等に関する法律等の一部を改正する法律等の施行について（通知）」（元文科高第623号令和元年10月31日）によると、第20条の5は「例えば、論述式の定期考査を実施した上で、その採点結果について答案とともに返却し、学生との質疑応答を通じて、学生が改善点を見だし論述の能力を向上させることなど、多様な方法が考えられ、各法科大学院の創意工夫により行われるべきもの」「司法試験の合格に資するような教育を行うことは、法科大学院の本来の役割」であり、「司法試験の問題であれそれに類する形式の事例教材であれ積極的に活用されるべき」とされている。

<sup>17</sup> 「法科大学院における法学未修者への教育手法に関する調査研究成果報告書」（文部科学省平成30年度



- 1 は ICT など活用し、教員や補助教員双方の負担にならないような工夫がなされるとよい。
- 2 ○ 文部科学省においては、法学未修者に対する補助教員による学修支援の優れた取組について
- 3 把握・公表し、公的支援見直し・加算プログラムにおいて評価することが期待される。また、
- 4 補助教員が正課の授業のフォローやそれに付随する論述能力の涵養のための学修支援を行
- 5 う場合の留意事項等を整理し、補助教員による学修支援が法科大学院のカリキュラムの一環
- 6 として組織的・機能的に行われることが可能となるよう、各法科大学院における創意工夫を
- 7 促すことが求められる。
- 8 ○ 法科大学院協会<sup>18</sup>は、関係団体と連携して、補助教員による学修支援の組織的・機能的な活
- 9 用に関する好事例や運用マニュアルなどの情報について、大学の枠を超えて共有が図れるよ
- 10 う主体的に検討されることが望ましい。

### 13 【長期履修制度】

- 14 ○ 長期履修制度は、標準修業年限での修了が困難と認められる学生について、修業年限を超え
- 15 た期間での計画的な履修を可能とする制度で、各大学の実情に応じて活用されているが、法
- 16 科大学院における直近の活用状況をみると、長期履修制度を設けている大学が 13 校、その
- 17 うち実際に制度を利用している学生が存在している大学が 7 校、利用人数は合計で 43 名に
- 18 とどまっている<sup>19</sup>。また、制度の利用申請は、各学生が行う必要があるが、申請時期が入学
- 19 試験出願時や入学手続き時に限定されていたり、申請条件が労働や出産・育児などの事情が

---

先導的大学改革推進委託事業）47～49 頁で紹介されている好事例。

- ・創価大学法科大学院：「土曜補習」において、補助教員（チューター）同士の縦の連携や教員との組織的・日常的な連携が図られている。
  - ・早稲田大学法科大学院：修了者弁護士であるアカデミック・アドバイザーを数十名規模で配置し、その中から数名の代表者を定めて取組全体の運営を協議するとともに、2ヶ月に1回程度実施される法科大学院執行部との協議を実施している。
  - ・明治大学法科大学院：正規教員によるクラス担任に加えて、修了者弁護士などからなる教育補助講師の一部を副担任として配置している。
- その他、文部科学省令和2年度法科大学院関係調査においては、以下のような工夫例もみられる。
- ・教務委員会等が補助教員のゼミでの指導状況などを把握し必要に応じてフィードバックを行う。
  - ・授業参観や補助教員と担当教員の意見交換会を設定する。
  - ・学生への指導基準（司法試験問題の指導基準、入学前合格者や修了生への指導基準など）を補助教員に明確に示す。

<sup>18</sup> 法科大学院協会は、法科大学院相互の協力を促進して法科大学院における教育水準の向上をはかり、もって優れた法曹を養成し、社会に貢献することを目的として、法科大学院を設置する法人により構成される団体で、平成15年12月に創設された。法科大学院を設置する大学（募集停止校を含む45大学）が会員となっている。（法科大学院協会ホームページより）

<sup>19</sup> 長期履修制度の実施は、35校中13校、実際に長期履修制度を活用している学生がいるのは7校（合計43人）。（文部科学省令和2年度法科大学院関係状況調査より（中央教育審議会大学分科会法科大学院等特別委員会第98回（令和2年9月9日開催）参考資料）

1 ある場合に限定されていたりするケースが多く、例えば、法学未修者が自らの適性や資質に  
2 応じ、1年の教育課程につき、1年を超える期間にわたってじっくり履修したいといった場  
3 合には活用できない状況となっている。しかしながら、現状、法科大学院の1年次から2年  
4 次への進級率が6割台にとどまっていることや、今後導入される在学中受験資格を得るため  
5 には2年次終了時点までに司法試験科目の学修を終える必要があること等を踏まえると、法  
6 学未修者の適性、意欲、能力等に応じて、1年次における学修につき、1年を超える期間に  
7 渡って延長することを積極的に認めることが検討されてよい。

8 ○ こうした現状を踏まえて、各法科大学院においては、学生により多様な学修計画の選択肢  
9 を提供するために、長期履修制度について、学生の適性に応じた活用を認めることや、1  
10 年を超える履修期間の延長、入学直後だけでなく1年次終了時<sup>20</sup>など一定の学修経験を経た  
11 タイミングで履修計画を立て直すことを認めるなど、学生の状況に応じてより柔軟に活用  
12 すべきである<sup>21</sup>。その際は、奨学金制度の適切な運用にも配慮することが重要である<sup>22</sup>。

13

14

---

<sup>20</sup> 共通到達度確認試験の結果を踏まえて判断することも考えられる。

<sup>21</sup> 長期履修制度利用者の平均履修期間は、筑波大学、九州大学、日本大学、関西大学が4年、琉球大学、駒澤大学、福岡大学が5年となっている。また、例えば筑波大学では、1年次終了時に制度利用申請することを認めている。(文部科学省令和2年度法科大学院関係状況調査より(中央教育審議会大学分科会法科大学院等特別委員会第98回(令和2年9月9日開催)参考資料)

<sup>22</sup> (独)日本学生支援機構奨学金の貸与期間は、第一種(無利子)奨学金(月額5万円/8.8万円)については標準修業年限期間までであるが、第二種(有利子)奨学金(月額最大22万円)については長期履修課程の修業年限の終期までとなっている。

## 2. 社会人学生等の実態に配慮した学修体制

法学未修者の中には、既に、他学部での学びや社会人経験者等を通じて様々な分野の知識や経験を有し、それらの専門性を強みとして、さらに法学の知識と実践力を身につけるために法科大学院に進学する者が多い。法律に関しては、基本的には初学者であるため、とくに1年次は法律基本科目の効率的な学修、十分な学修時間の確保、学修意欲の継続などが切実な問題となっており、各法科大学院は、学生の実態やそれぞれの学修進度に配慮した丁寧な学修指導が求められる。

また、働きながら学ぶ社会人学生の場合、法科大学院の教育に当てられる時間が極めて限られているため、夜間主コースを有する法科大学院は、カリキュラム設定や学修指導において、固有の課題を抱えているのが現状である。

### 〔ICTを活用した法学教育の在り方〕

【再掲】

### 〔長期履修制度〕

【再掲】

### 〔法律基本科目の学修に注力できるような工夫〕

- 法学未修者が法律基本科目に注力して学べるようにするためのひとつの対応として、入学時に十分な実務経験等を有する者については、大学がそれまでの実務経験等を把握・評価した上で適当と認めた場合には、当該実務経験に相当する展開・先端科目に代わり、法律基本科目を履修することも可能としている<sup>23</sup>。しかし、実際にこの仕組みが活用された事例はほとんどなく、その理由としては、特定分野での実務経験を有する場合は、当該分野を強みとした法曹を目指すため、むしろ、当該分野を展開・先端科目として積極的に履修したいと考える者が多いことや、法科大学院が「十分な実務経験」をどのように確認すべきか判断しづらいといったことが挙げられている。

また、一定の実務経験をもって、展開・先端科目に代わり法律基本科目を履修することについても、現実には、そうした学生が追加的に履修可能な法律基本科目の授業を開講することは容易ではなく、例えば、働きながら通う社会人学生が多く在籍する法科大学院からは、むしろ、学生が有する実務経験は、その分野における知識や能力の証でもあること

<sup>23</sup> 「法学未修者に対する法律基本科目の指導の充実について（通知）」（26文科高第393号平成26年8月11日）。

- 1 から、実務経験をもって展開・先端科目の履修免除を行えるようにすることが適当との声  
2 も聞かれる。
- 3 ○ 他方、法学系以外の学部出身者については、入学時点で、隣接科目によって獲得すること  
4 が期待される能力や広い視野を既に有していると認められることから、基礎法学・隣接科  
5 目群の履修の在り方を再検討することが適当との意見がある。
- 6 ○ こうした点については、今後も、実態を十分に把握・検証することが重要であり、文部科学  
7 省及び各法科大学院においては、学修者本位の観点から、他学部出身者や社会人経験者が  
8 有する多様な経験や学びの成果を法科大学院教育で評価する手法を検討し、法律基本科目  
9 の学修に注力できる環境を整えることが望ましい。
- 10

### 3. 効果的・効率的な学修に向けた法科大学院間の協働

法学未修者教育の充実に関しては、既に、各法科大学院で様々な取組が行われているが、それらを可視化し、お互いに共有することで、全国的な教育水準の向上につなげていくことが重要である。特に、ICT を活用した先進的な取組などは、複数の法科大学院が連携することで、予算、時間、人的資源などをより効率的に活用し、効果の高い継続的な取組につなげることが可能と考えられる。こうした協働は、例えば、複数の法科大学院における合同のゼミやスクーリングなど法科大学院を越えた学生交流の活性化や、学生が自校に閉じることなく広い世界で切磋琢磨できる環境の提供などにもつながっていくものである。

#### 〔法学未修者教育についての継続的な検討〕

- 法学未修者教育の充実に関しては、これまでも様々な対応を行ってきたが、なかなか目に見える成果に結びつかない原因のひとつとして、法科大学院間で十分な連携や協力がなことが本委員会でもたびたび指摘されており、法科大学院間の差が大きいのが現状である。
- 法学未修者教育は、すべての法科大学院で行われており、直面する課題には共通するものも多いため、それぞれの取組を可視化し、互いに共有して切磋琢磨できる環境を整えていくことが重要である。この点、本委員会において委員から提案のあった導入的な講義動画の共有などは、法学未修者に適した教育の在り方を、各法科大学院の教員がともに議論し、高め合っていくための大きなきっかけとなり得るものであろう。提案された講義動画は、法的思考の流れ、条文の読み方、学説・判例を学ぶ意義や判例の読み方、法律問題の解決の流れ、民法法科目を学ぶ意義について、段階的に学修することを目標とされており、委員からは、こうしたスモール・ステップの原則に基づく構成は効果的であること、目標を共にする法科大学院間で共有が可能であること、知識のインプットをもとに双方向の講義がより深まること、その点は、法学既修者にとっても新たな教育として可能性があること、入学前の法科大学院志望者に対する情報提供にもなり得ること等、様々な好意的な意見が挙げられた。
- まずは、法科大学院協会を中心として、法学未修者教育の課題、方策、今後の在り方について継続的に議論する場を設けることが求められる。教育内容、教育方法（ICT 活用を含む）、補助教員等の活用など幅広い分野について、各法科大学院からの教育コンテンツ・手法の収集、精査、共有、教員や補助教員の FD の活性化などを行い、各法科大学院における法学未修者教育の充実を促し、併せて全国的な教育水準の底上げを目指していくことが期待される。

## 4. 共通到達度確認試験を活用した学修の充実・改善

法学未修者が2年次から法学既修者と共に学び、高め合っていくことができるようにするため、1年次終了時点で獲得しておくべき知識や能力の基準を明確にし、それらが身に付いたかどうかを客観的に判断した上で2年次に進めるようにするとともに、学生自身が1年次終了時点での自らの学修進度を見つめ直し、その先の学修の充実・改善に役立てられるようにすることが重要である。

共通到達度確認試験は、各法科大学院が全国共通の試験結果を通じて客観的に進級判定を行うことができるよう、平成26年度から5回の試行を重ね、令和元年度から本格実施された<sup>24</sup>。現在、すべての法科大学院で2年次への進級判定の一材料として活用されているものの、具体的な活用方法は、法科大学院ごとに様々であり、司法試験合格可能性との相関をはじめとして各法科大学院の進級判定基準が妥当であることが必ずしも客観的に説明できる状況には至っていない<sup>25</sup>。また、共通到達度確認試験を通して、学生の到達度や理解度を分析し、各科目の授業の見直し、教材開発、FD、学生の個別指導などに活かしていくことも有効かつ重要であるが、そうしたことを実践している法科大学院は、まだ一部にすぎない。

### 〔共通到達度確認試験の今後の活用方策〕

- これまでの共通到達度確認試験の試行試験の結果を分析すると、司法試験（短答式試験）の得点率と一定の相関関係にあることから<sup>26</sup>、共通到達度確認試験の結果をもって司法試験合格の可能性を統計的に予見することができる。そのため、文部科学省は、今後も、共通到達度確認試験の結果と司法試験（短答式試験）結果の相関分析を実施・公表することが求められる。
- 各法科大学院においては、共通到達度確認試験結果をもとに、1年次教育の成果を分析・検証するとともに、学生が2年次以降の学修目標を明確にもって進級できるよう、学修・進路指導の充実を図ることが重要である。また、進級判定は、共通到達度確認試験と司法試験（短答式試験）の結果の全国的な相関分析結果を踏まえつつ、客観的に行うことが求められる。

<sup>24</sup> 法学未修者の教育の質の保証の観点から、各法科大学院が客観的に進級判定を行い、学生に対する学修・進路指導の充実を図る基礎として、学生自身においても全国レベルでの比較の下で自己の学修到達度を自ら把握し、学修の進め方等を見直すことを可能とするために実施という趣旨のもと、憲法、刑法、民法の3科目について短答式（正誤式、多肢選択式）で実施。

<sup>25</sup> 例えば、共通到達度確認試験の結果を進級判定として活用する場合、その基準の設定の仕方は、各科目の成績の上位〇%、下位〇%、全国平均点とするなど、各法科大学院によって様々である。

<sup>26</sup> 平成27年度から29年度に共通到達度確認試験を受けた学生の同試験の得点率と、当該者が受けた司法試験短答式試験の得点率の関係を分析したところ、憲法、民法、刑法のいずれに科目においても、相関係数が0.38～0.48程度あり、一定の相関関係があることが分かっている。（中央教育審議会大学分科会法科大学院等特別委員会第97回（令和2年7月7日開催）資料3別添資料8より）

- 1 進級判定基準の妥当性や試験結果を踏まえた教育改善については、認証評価においても、各  
2 法科大学院の実績に照らして客観的に分析・改善が行われているかという観点から検証され  
3 ることが望ましい。
- 4 ○ 共通到達度確認試験管理委員会<sup>27</sup>においては、引き続き、同試験の問題の内容や水準等につ  
5 いて検証されたい。本委員会としても、その検証結果を踏まえ、法学未修者教育の充実の観  
6 点から、共通到達度確認試験の中長期的な在り方について、継続的に検討していくこととす  
7 る。  
8

---

<sup>27</sup> 共通到達度確認試験は、共通到達度確認試験管理委員会が実施主体となっている。同管理委員会は、法科大学院協会と公益財団法人日弁連法務研究財団から組織されるものである。

## 1 5. 法科大学院修了生のキャリアパスの多様化

2 法科大学院は、法曹養成制度の中核を担う機関として、これまで多くの修了生を輩出してきた。  
3 産業構造やビジネスモデルが大きく転換する時代にあっては、法学に精通した者が社会的に果た  
4 す役割は極めて重要であり、法曹はもちろんのこと、多様なバックグラウンドを強みとして新た  
5 な課題に対応できる法律の専門家が求められている。法学未修者は、まさに、社会が求める人材  
6 であり、各法科大学院は、こうした人材を発掘し、法科大学院教育を通じて法学の専門家として  
7 育成し、社会に送り出す段階まで責任を持つことが重要である。法学未修者は、様々なきっかけ  
8 で法学を学ぶ必要性を感じ、自らの目標を設定した上で法科大学院に進学する者が多い。各法科  
9 大学院は、そうした一人一人のキャリアプランを尊重・支援するとともに、民間企業や自治体、  
10 公益団体、国際機関等の職域も含めて、法科大学院修了生の活躍先と積極的に連携し、修了生を  
11 送り出すことが求められている。法科大学院教育の成果を幅広く社会に還元することは、新たな  
12 法曹志望者の増加にもつながり、それは結果として、質・量ともに豊かなプロフェッションの養  
13 成の実現につながる。

14  
15

### 16 【法科大学院教育の成果の社会還元】

17 ○ 法科大学院修了生のキャリアは、近年ますます多様化しており、文部科学省の調査<sup>28</sup>におい  
18 ても、修了生の就職先の約5割が法律事務所であるのに対し、公的機関や民間企業は併せて  
19 約4割に及ぶ。こうした就職先における法科大学院修了生に対する評価は高く、とくに、修  
20 了生の危機管理・法的リスクへの対応力、業務上の法的問題の処理能力、コンプライアンス  
21 の向上、外部と戦略的な交渉力などが期待されている。また、近年、法曹資格の有無にかか  
22 わらず法科大学院修了生を採用したいと考える企業が増加傾向にあり<sup>29</sup>、実際、法曹資格を  
23 有しない修了生の7割以上が公的機関や民間企業に就職している<sup>30</sup>。民間企業において、将  
24 来的に戦略事業、経営企画等の企業の中核的役割を担う人材となることを期待し、法的素養  
25 を強みとする法科大学院修了生を採用する背景には、経営法務人材と呼ばれるような、法令  
26 全般の基礎的な知識に加え、ビジネス上の分析力、交渉力、ITリテラシースキル等を有し、  
27 企業内プロフェッショナルとして組織と専門性の二重のコミットメントができる人材への  
28 ニーズの高まりがある<sup>31</sup>。

<sup>28</sup> 「法科大学院修了生の活動状況に関する実態調査」（文部科学省平成28年度先導的の大学改革推進委託事業）132、166～171頁。

<sup>29</sup> 企業の法務担当者の採用（配属）の方針において、8.8%（平成22年）から24.4%（平成27年）に増加。（「会社法務部第11次実態調査の分析報告」平成28年9月（株）商事法務107頁）

<sup>30</sup> 「法科大学院修了生の活動状況に関する実態調査」（平成28年3月文部科学省先導的の大学改革推進委託事業）

<sup>31</sup> 「国際競争力強化に向けた日本企業の法務機能の在り方研究会報告書」令和元年11月経済産業省



- 1 ○ こうした社会の動向を踏まえ、文部科学省や各法科大学院は、関係企業や公的機関などと積  
2 極的に連携し、法科大学院修了生を多様な分野に送り出し、法科大学院教育の成果を社会還  
3 元することが求められる。各法科大学院は、法曹にとどまらず民間企業等を含めた多様な修  
4 了生採用ニーズを積極的に把握・開拓し、在学生や修了生のみならず、将来的な法曹志望者、  
5 潜在的な法科大学院志願者に対して的確に情報提供することが期待される。

6  
7

#### 8 **〔修了生の多様なキャリアに関する広報〕**

- 9 ○ 法学未修者は、例えば、医療、福祉、教育、金融、行政事務等、社会人経験の中で様々な課  
10 題に直面しつつ、それを法律的に解決・予防したいという意欲を持って法科大学院に入学す  
11 る者も多い。本委員会においても、多方面で活躍する法学未修者として、例えば、一級建築  
12 士から不動産や建築事件で活躍する弁護士となった者、航空宇宙工学研究から宇宙ビジネス  
13 の法的支援や特許関係で活躍する弁護士となった者、自らが続けてきたスポーツでの経験をも  
14 とに、スポーツ分野で活躍する弁護士となった者、さらには法曹資格を有さずとも金融機  
15 関の商品開発等で法的素養を活かし活躍する者などが紹介された<sup>32</sup>。
- 16 ○ こうした多彩なキャリアストーリーは、法曹の魅力を広く社会に発信できるとともに、潜  
17 在的な法曹志望者の増加にもつながるものであり、文部科学省や各法科大学院をはじめとする  
18 法科大学院関係者は、お互いに連携・協力し、積極的に広報活動を行う責務がある。

19  
20

#### 21 **〔法科大学院の学びの成果の積極的な発信〕**

- 22 ○ 令和元年の法令改正により、法科大学院における教育の充実及び将来の法曹としての適性を  
23 有する多様な入学者確保に資するために、法科大学院の教育課程、成績評価の在り方、修了  
24 者の進路状況などについて、各法科大学院が公表することが規定された<sup>33</sup>。現状では、修了  
25 後の進路は網羅的には把握されておらず、特に法学未修者の場合、「司法試験合格」、「受験  
26 勉強中」のほかに、「不明」という割合が高く、その割合は修了後1年目で約30%、修了後  
27 5年目で約40%となっている<sup>34</sup>。法学未修者の司法試験累積合格率が5割弱にとどまる中、  
28 最終的に司法試験に合格できなかった修了生については大学としてその後の進路状況を捕  
29 捉しにくい面があることも事実であるが、一方で、法科大学院での学修成果としての修了生  
30 の進路を着実に把握することは大学の責務であると同時に、上述の通り、法科大学院修了そ

<sup>32</sup> 中央教育審議会大学分科会法科大学院等特別委員会（第98回）資料4

<sup>33</sup> 法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律第5条

<sup>34</sup> 文部科学省令和元年度法科大学院関係状況調査（中央教育審議会大学分科会法科大学院等特別委員会第97回（令和2年7月7日開催）資料3別添10）

1            のものが社会的に高く評価されていることを踏まえれば、法曹資格の有無にかかわらず、各  
2            法科大学院は、全ての修了生の進路を責任を持って把握し、支援することが求められる。  
3    ○   法定事項の公表については、認証評価においても確認されることとなるが、各法科大学院に  
4            おいては、単に最低限の情報を公表するにとどまらず、潜在的な法曹志望者はもとより広く  
5            社会に対し、法科大学院の存在意義や成果にかかる情報を積極的かつ幅広く提供する姿勢が  
6            期待される。とりわけ、修了者の進路状況については、司法試験合格実績の数値のみならず、  
7            法曹以外の就職先の情報も発信することが重要であるほか、学修の成果についても、就職後  
8            にこそ活かされる（司法試験科目にとどまらない）法科大学院ならではの学びの成果などに  
9            ついて、例えば修了生の生の声を通して発信するなどの工夫が期待される。

10

11

12

#### 13   **IV. 今後のさらなる検討課題**

14

15            【略】

16

17

18

19

20

#### 21   **参考資料**

22            【略】